

「住吉漁港土砂受入地整備事業に係る環境影響評価準備書」 に係る熊本県知事意見

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成及び事業の実施に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

〔大気環境〕

＜騒音＞

- (1) 対象事業実施区域における東区画の護岸工事に係る騒音の予測結果については、敷地境界で84dB、保全対象となる近隣で71～73dBとなっており、対象事業実施区域周辺に居住する住民への影響が懸念される。

そのため、事業の実施に当たっては、騒音について地域住民や施設等へ聞き取りを行うなど、コミュニケーションを図り、環境配慮に努めるとともに、必要に応じ、追加の環境保全措置を講じること。

〔生態系〕

＜全般＞

- (1) 予測を行った重要種のうち、環境影響があると判断した種については、準備書に記載されている事後調査及び個体の移設又は移植等の環境保全措置を確実に実施すること。

＜動物＞

- (1) 動植物の環境保全措置について、緩傾斜石積護岸の設置を検討しているが、水象の予測結果では、埋立地周囲において流速が現況より遅くなると予測されているため、泥質の堆積物の蓄積に伴い、生物の生息・生育環境が変化していく可能性がある。そのため、海生動物の事後調査については、緩傾斜石積護岸の設置後の調査を追加するとともに、事後調査の結果に応じ、必要な追加の環境保全措置を講じること。

- (2) 鳥類の事後調査の実施に当たっては、以下の点に留意するとともに、鳥類への影響が確認された場合には、追加の環境保全措置を講じること。

- ① シギ類及びチドリ類は、熊本県内では4月中旬及び9月上旬に確認されることが多いため、当該時期に重点的な調査を実施すること。
- ② シギ類及びチドリ類は干潟が干出し始める時間帯に採餌を行うため、当該時間帯に重点的な調査を実施すること。
- ③ 鳥類の事後調査の計画について、埋立区域内は干潟の消失等による環境の変化があり、確認される種数が減少することが想定される。そのため、対照地点として風流島付近の調査を追加し、事後調査の精度の向上を図ること。

<植物>

- (1) 事業実施後、埋立区域内に外来種の植物が侵入、繁茂した場合、地域の生態系への影響が懸念される。

そのため、事業実施後の埋立地内の植生の状況について、事後調査を実施するとともに、外来種の繁茂が確認された場合等、必要に応じ、追加の環境保全措置を講じること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

<景観>

- (1) 住吉海岸公園からの眺望について、漁具による遮蔽を考慮しているが、この遮蔽の状態は漁具の撤去により変化する可能性がある。そのため、この遮蔽の効果を考慮しない景観の予測結果についても追記すること。

[文化財]

- (1) 対象事業実施区域内にある夫婦岩はその岩の間から住吉自然公園及び雲仙岳を眺望できる景観資源であるとともに、地域の信仰の対象になっている文化的所産である。そのため、夫婦岩周囲における環境保全措置については、地域住民等に聞き取りを行うとともに、その内容を踏まえて検討すること。

また、聞き取り調査の内容及びそれを踏まえた環境保全措置の検討の経緯及び根拠について、可能な限り具体的に評価書に記載すること。